令 和 5 年 10 月 31 日
社会保険診療報酬支払基金

ハラスメント行為による懲戒処分について

京都審査委員会事務局において、以下のとおり、就業規則に違反した者があったことから、同規則第６０条に基づく懲戒処分を行った。

事　　項	内　　容
事案の概要	京都審査委員会事務局長が、同事務局の管理職員１名に対して優越的な関係を背景として、威圧的な態度で必要以上に厳しい叱責や人格を否定する言動を繰り返すなど、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動によるパワー・ハラスメントにより精神的苦痛を与えていたことが判明した。 これらの行為は、基金職員として許されざる非違行為であることから、就業規則に基づき、１０月２０日付けで懲戒処分とした。
処分年月日	令和５年１０月２０日
被処分者の所属、職務の等級及び処分量定	社会保険診療報酬支払基金 京都審査委員会事務局 １等級（事務局長） 停職７日間